

財團法人明治聖德記念學會紀要 第參拾九卷

研究

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任にして、本會の意見を代表するものに非ず)

戸隱山修驗一實靈宗神道に就て

第四高等學校教授
文學士 小林健三

—

近世佛教神道の一派として從來餘り知られて居ない方面に題名掲げる如き神道がある。即ち江戸後期享保から元文に亘つて治山した信州戸隱山第五十五代の別當乘因が始めて唱道した神道説であつて、系統からいへば天台密教の系統に屬する。而して乘因その人の大きな輪郭によつて戸隱山の勢力は一時盛

戸隱山修驗一實靈宗神道に就て (小林)

—

なるを示したが、彼の没落につれて其の神道説には後繼者を見出さなかつたためそのまゝ湮滅し、僅に二三の寫本と史蹟とを残して、恰も華やかなりし夕映バエの後に襲ひくる闇冥シツヤのそれの如く、人をして一種哀れなる感を催さしむるものがある。さればいまその湮滅して僅かに残つた二三の史料を手懸りとして乘因の神道説の一斑を明かにして見たい。

先づ乘因その人の経歴と學問とについて誌せば、彼の傳記を知るものとして正確なものを探ると、戸隱神社久山宮司所藏本に顯光寺歴代譜（一巻）、それに長野縣小縣郡滋野村丸山高氏所藏本の戸隱山神領記（冊）とをあげなければならぬ。⁽¹⁾ 戸隱山神領記は乘因のかいたものであるが、之によれば、

第五十五代乘因別當

宣清弟子、冷泉中納言爲經卿猶子、享保十二年嗣師領山

とあり、顯光寺歴代譜によれば、

乘因 大僧都宣清弟子、享保十二未年從東漸院移轉、頃年好修驗、爲異形躰、改當山舊法、依之三院衆徒四十二人東叡山愁訴之、爲遂吟味、時執當院王院良然以奉書召之、不應召、因茲從御門主公儀被仰達、則元文三年十二月九日寺社御奉行牧野越中守召帖、同月十一日出府、同二十二日於大岡越前守宅御門主御下知違背、依其科豆州三宅嶋配流、翌年未九月出船、傳云、中流豆州大嶋、十月二十九日死

去之由

弟子四人家僕等御追放、於當寺乘因書物免許補任等之類燒捨可申旨、并世牌等不可立、歷代住持職可除云々

右によると大體の経歴が察知せらるゝので、彼は享保十二年に第五十四代の別當宣清のあとをついで十五代別當となつたが、「頃年好修驗、爲異形躰、改當山舊法」といふ有様であつたので、戸隠三院の衆徒四十二人が本寺である東叡山寛永寺に愁訴した。そこで吟味しようとして書面で召さんとしたが、彼は尊大傲兀に構へて應じなかつた。そこで取調は東叡山から幕府の手に移された。寺社奉行の召喚状に流石の乗因も元文三年十二月十一日出府したが、東叡山門主の下知に違背したといふ廉で伊豆の三宅島配流と決定し翌年九月に島に向つたが大島に置かれて其地で没した。といふのであつた。而して戸隠山に於ける事件後の處置としては、翌元文四年二月東叡山から戸隠山へ下した書面によつて明かである。

戸隠山の被仰渡條々

一、乘因事企非義、好異法、殊ニ御支配相背し付、公儀（放カ）被仰立、遠流被仰付、弟子共不殘、於東叡山御追（元カ）一□□□□□渡し、依之乘因相果（代カ）勸修院之世（立カ）大□院宮御覽其節（明カ）三執當加奥印相定置し所、乘因任□情、

漫ニ加添削レ故、右年中行更大明院宮御定之通書直し今度兩院以奥印相渡レ間彌前々ル定之通一山
相守勤之、乘因代企レ儀者不寄何更、一向相用申間舗事

一、衆徒惣代之外去月中大勢致出府、勤行及相止及騒動レ儀不届之至レ得共、乘因企非義レニ付□之
儀及御□□被仰渡レ、此以以下不明

相守公儀

以下不明

御裁許等之御下知

以下不明

慈眼大師以來從當山被仰渡レ越相守、萬端別當之支配相背申間舗事

一、戸隱山灌頂前より法興流ニ而勤來レ間彌可爲法興流事

一、山門大會先格之通相勤可申事

一、當山ニ衆徒惣代勤來レ儀者先格之通相違不可有之事

右依 輸王寺宮嚴命下知如件

元文四己未年二月

願 王

院印

圓 覚

院印

(2)

次に乘因の認めた書物の類は絶板か又は焼却を命ぜられた。それは次の文書に明かである。

覺

一、(五ヶ條あり、之を略す)

一、乘因品々書物有之、此度從公儀御欠所之上、當山に御渡之事ニシテ、乘因認置し物板行之物者絶板
其余之物者燒捨ニ被仰付シ間、以上一山之内寫置シ物有之シハ、早々取上、此方ニ可被差越シ、右
之趣可被申渡シ、以上

未二月

圓

覺

院

願

王

院

(3)

勸修院

二

右にあげた文書によつて乗因の「改當山舊法」の範囲がやゝ明かになつたので、年中行事、灌頂等の重
要事項を變更したことを察するに難くないが、この外にも戸隱中社久山宮司の庭内にある守護不入の碑
は、彼の抱負を見るに足るものであらうと思ふ。之は元、勸修院邸の門前にあつたものであるが、高さ
三尺六寸五分、幅九寸五分、厚さ九寸五分の石碑で、表面に「山中支配領内守護不入」とあり、側面に
「戸隱山別當社職勸修院」とある。もともと中世以來社寺領へは守護の土地検注乃貢催促犯罪人の搜索逮

捕等は許さず、所謂守護不入の利權を有してゐたことは事新しくないが、然も之を石に刻して堂々と押し建てゝ一山の威力を示した所に、このものゝ價値があると思はれる。と共にそれは一面歴代別當中に其名を除かれた修驗一實靈宗神道を高唱した乘因を物語るものではあるまいか。⁽³⁾

さて乘因の唱へた神道を見るべき根本史料は、幸に乘因のかいた數種の書が残つてゐるので比較的詳細に考察することが出来る。すなはち、

一、戸隠大權現鎮座本紀 ⁽⁵⁾

一、修驗一實靈宗神道密記 ⁽⁶⁾

一、戸隠山大權現縁起 ⁽⁶⁾

一、戸隠山神領記

等がそれである。乘因の唱へた神道は正確にいへば、修驗一實靈宗神道と稱し、その名稱は早く、彼が戸隠山別當として治山して三年目即ち享保十五年八月七日奥院大權現の本社を造替した時の上遷宮の文⁽⁶⁾に現はれて居る。

右當山者役行者學門行者之再興開基而修驗一實靈宗神道之本社也、爾來代々別當職造營會無懈怠……この名稱は右の四書に共通してゐる。以下この神道の由來と内容について説明する。抑ゝ戸隠山は單に信越國境に於ける靈山群中の隨一たるばかりでなく、信州全國からいつても江戸時代には千石の朱印を

領し、諏訪神社と善光寺と肩を並べ、江戸時代の善光寺が三十六坊であつたに比し戸隠は天明頃までは五十三坊を有し、東叡山の末寺として隱然たる勢力をもつてゐた。而してかく發展するに至つた初めはやはり戸隠山そのものゝ靈域たるにふさはしき形容を持し、我國民族信仰中の山嶽崇拜の中に其素地が固められつゝあつたものであらう。簡単にいへば戸隠山とは奥社のある表山（七千五百尺）と、高妻山（八千二百尺）乙妻山（八千尺）を含む裏山とを併せて稱するのである。而して長野方面から戸隠へ向つて進めば先づ六千六十尺の飯繩山を見逃すことは出來ぬ。されば先づ發達の上からいへば飯繩を第一とし戸隠を第二とすべきであつて、戸隠顯光寺流記に仁明天皇の嘉祥三年三月、學問行者なるものがあつて先づ飯繩山に上り、半腹に住居して祈願をこめ金剛杵を投げ、其地を落ちた光を趁つて戸隠に行つたとあるのは之を示してゐる。學門行者は戸隠山に往つて地主神九頭龍權現に會ひ、「當山者破壞已四十餘箇度也、吾行寺務」七箇度、最後之別當澄範吾也、依「虛用佛物、受蛇身多劫、今業障之鱗上、聞錫杖竝法音、得解脱、然者至未來際、守護此山誓、汝須住菩提心、早建大伽藍」といはれ、更に戸隠山が兩界曼荼羅を現す靈地たるを告げられた。即ちその次の文句が注意を要する。

其峯五丈白石、面如粉壁、顯兩界曼荼羅、故云兩界山、前有寶石之密壇、迦葉佛說法修行之處也、物有三十三所之窟、合大慈大悲化現、晝夜擁護萬民、濟度惡業群類、故一度攀斯山、永離惡趣苦、

定業亦能轉

之は長祿二年の書寫に係る顯光寺流記にある所で、戸隠神社最古の縁起書であつて、兩界山たる所に後に台密系統の神道の發生せらるべき餘地が存すると思はれる。

次に乘因の言にきかう。彼は戸隠山大權現縁起に我國の神道を三種に分けて次の如く論じてゐる。

「凡ソ神國ノ大道略シテ三種有リ、一ニハ宗源神道亦ハ唯一神道ト名ク、天兒屋命ヲ祖神トス、中臣
稜是ナリ、二ニハ齋元ノ神道又ハ社例ノ神道ト名ク、太玉命ヲ祖神トス、古語拾遺是成リ、三ニハ靈
宗ノ神道又ハ一實神道トナツク、天思兼命ヲ祖神トス、道德經是ナリ、靈宗ト名ル故ハ道德經ニ、神
ハ得レ^{ルニヲ}一以^{ルニ}靈ト云ヒ、又ハ和光同塵ト云故ニ、以^{ルニ}胎金兩界^ニ習合内外二宮^ト以^{ルニ}諸佛^ヲ合^ニ諸神^ヲ、故ニ
云ニ兩部習合神道、是因テ戸隠山トモ名ケ亦ハ兩界山トモ名テ兩部習合ノ本山ナリ。

抑戸隠大權現ト申奉ルハ、奥院ハ手力雄命並九頭龍王大權現ナリ、中院ハ天思兼神成、是ハ手力雄命ノ
御父ニテ靈宗神道教主ニシテ阿知宮ト號ス、神國ニテハ智惠ヲ主トリ給神ナレハ釋迦牟尼佛ヲ本地ト
ス、寶光院ハ表春命ナリ、此ハ皇孫ノ葦原ノ中國ニ天降給フ時、高皇彥靈尊ノ神助ヲ奉テ供奉シタマ
フ神三十二人マシマストキノ手力雄尊ノ御弟ニテ信濃一國ヲ防記ニモ衛リ給神ナレハ勝軍地藏ヲ本地
トス、此モ阿知宮ト號ス、火ノ御子ハ皇孫ノ御母折幡千姫ノ命ニテ八大金剛童子ヲ本地トス、飯繩

明神ハ茶祇尼天ニテ日本第三之天狗ナレハ飯繩之三郎ト名ク、不動明王本地トス、黒姫境宮ハ大天縛ナリ、毘沙門天ヲ本地トス、高妻明神ハ高皇彥^(アマノヒコ)靈尊ナリ、此ハ奥院權現並ニ寶光院權現之御祖父ニテ中院權現ノ御父ナリ、無量壽佛ヲ本地トス、此ハ戸隱山之最高頂ナリ、乙妻之峯ハ天照大神降靈之地ニテ胎金兩部ノ大日如來自然尊像アリ、惣シテ三十三之寶窟有テ胎藏界十三大會ノ曼荼羅七百餘尊、金剛界ノ曼荼羅五百餘尊自然ニ涌出シ給リ、故ニ兩界山ト號ス、實ニ過去迦葉佛說法ノ寶窟鎮護國家之靈嶽ナリ、是凡夫心量ノ及フ所ニ非ス、誠ニ是九頭龍大權現之示顯シ玉フ處分明ナリ……」

之によつて戸隱山の本地垂迹の理論が徹底せるを見ると共に、天思兼命を教祖とし胎藏界金剛界の兩部習合の神道を理論づけてきた由來を知ることが出來よう。而して天思兼命を靈宗神道の教祖としたのは、一は當社の祭神にも原づいてゐるが、彼の靈宗神道密記に、「靈宗ト名ル所以ハ舊事紀ニ天思兼命天ニ降信濃國」ト云ヒ、又天思兼命傳ニ「靈宗道」ト云フ故ナリ」とあるによつたのである。其後の展開は、同書に「白鳳年中役君行者、コノ山ニ攀ヂ登テ靈宗神道ヲ中興セリ、役君ハ大纏冠鎌足公ヨリ顯密二事ノ深祕極祕ヲ傳フ、因テ修驗一實靈宗神道ト名テ、是ヲ學問行者ニ傳受ス、學問行者三所權現ノ附屬ヲ受テ神宮ヲ再興シ、其ヨリ我山別當職位血脈相承シテ神道ノ傳授會テ斷絶ナシ、然レトモ中古濁亂ノ世ニハ神領ノ莊田モ他ノ爲ニ掠ラレテ神道傳授モ危キコト線ノ如クナリシニ、慶長八年東照大神君征夷大將軍

ニ任ゼラレ給フ時舊ニ仍テ増シ神領所々千石ノ庄田ヲ寄附シ給ヒテ是ヲ學問行者四十五代ノ末孫別當職賢榮ニ賜フ……是ニ於テ榮尊別當社家兼職シテ山中支配シ社領全ク之ヲ寺納シ、靈宗神道阿知ノ祝部ノ務ヲ勵シ國家安全ノ精誠ヲ抽テ毎年御札卷數等ヲ獻上ス」とあるによつて略々その見解を知ることが出来る。而して「中古濁亂ノ世ニハ神道傳授モ危」かつたといつてゐる所に近世史的な觀方が存するやうに思ふ。而して神道を以て天下國家を治むべき道であると論ずるに至つて近世期の理學神道の面目躍如たるものがある。すなはち、

「恭ク惟レバ大神君ノ御恩徳ハ山ノ如ク高ク海ノ如ク深シ、實ニ我山ノ龜鑑、權現ノ神寶ナリ、此靈宗神道ハ唯吾ガ朝ノミ是ヲ尊ムニ非ズ、異朝ノ人モ我ガ神國ノ道ヲ尊デ、中興ノ明君聖主ハ皆神道ヲ以テ天下國家ヲ治メ給フ、易云、聖人以ニ神道ニ設教而天下服矣ト是ナリ、就レ中日本ハ神國ナレバ唐土、天竺ノ道ヲ以テ枝葉トシ、神道ヲ以テ根本トス、是一實神道ノ極意ナリ……（中略）……

東照大神君ハ一實神道ヲ傳受イマシテ、天下安全、御子孫繁昌ノ洪基ヲ天津磐根ニ鎮メ玉フニ依テ宮號ヲ謚シ玉ヒテ散齋致齋ノ御祭モ嚴ニ例幣使ノ詔ハ伊勢太神宮ノ御祀ニヒトシケレバ萬々世ニ至ルマデ神國ノ君王ト仰ガレ玉フベキタメシトゾ聞エシ……サレバ昔ノ天照大神ハ天ノ窟ニ隠レイマスヲ手力雄命岩戸ヲ開テ豐葦原ノ中國ヲ守リ玉フ、今ハ東照太神君ハ手力雄命ニ天下安全ヲ祈玉ヒテ神國人

君ノ太祖神ト成給ヘリ、時代遙ニ異ナリトイヘドモ靈神ノ威徳ニ依テ天下ヲ有チ給フ事ハ古今一ナリ」而して最後に、

「蓋聞ク、一實神道トハ天尊ノ道德ナリ、身ヲ治メ國ヲ治ル者ハ天長地久ノ奏章ヨリ要ナルハ莫ク、福ヲ祈リ壽ヲ求ル者ハ和光同塵ノ利益ニ過タルハ無シ、是故ニ諸神ヲ齋醮シテ道德經ヲ諷誦ス、伏シテ願クバ

天下泰平國家安全寶曆遐昌天運長久五穀成熟萬民豐樂陰陽調和乾坤普潤」

即ち一實神道とは天尊の道德なりと喝破して居る處に乘因の特色が現はれてゐる。

以上によつて乘因の神道觀の要領が明かになつたと思ふ。最後に注意すべきは彼が役行者學問行者を以て支那の道士に比してゐる點であつて、道教思想が濃厚であるといふことである。戸隱山大權現縁起にいふ。

「凡ソ役ノ行者蹕ワケノ地ニ必ズ熊野ヲ勧請スル故ハ、神國ノ道士ノ始ハ徐福真人ナリ、徐君童男童女三千人ヲ携テ神國ニ來リ熊野山ニ居玉ヘシコト倭漢ノ書ニ盛ニ載セタリ……役行者ノ時出現シ始ナリ、役君ハ太上老君（老子也）ノ再來ナレバ本地迦葉尊者ナリト申ス事、本ハ清淨法行經ノ說ヨリ出デ、近代ノ書ニハ役君形生記、本朝列仙傳ナドニモ著セリ、異朝ニテハ諸國ノ山ニ歷々ノ山伏衆アリテ宗

廟社稷ノ神ヲ祭リテ天下泰平萬民豐樂武運長久子孫繁昌ヲ祈ルナリ」

又

「道士必ズ山ニ伏ス、ユヘニ臥行者トモ山伏トモ云フ、戸隠山兩界山ハ天地開闢以來道士所住ノ地ナレバ神國第一道觀ト申ナリ」

III

最後に乘因の神道に對する批判をすれば、其内容からいへば、神、佛、老の三教から組織され、全く儒家の神道と對立すべきものである。又形式方面からいへば、修驗一實靈宗神道といふのは、先にあげた三種の分類から見て、吉田兼俱の神道説の影響と、江戸初期に天海が戸隠の本寺たる東叡山にあつて天台神道即ち山王一實神道を復興したそれの影響とを認めらるゝのである。而して道德經を經典としその博學なる佛教理論によつて時代思潮のまゝに——靈宗神道てふ一派を唱道したことは全く乘因自らの獨創であつて、之れの表現は當時の政治社會の上に異議を企てるものと見なされたものではあるまいか。

因みに乘因の書籍目録⁽⁶⁾には神道關係の書として次の如きものが見えてゐる。(終)⁽¹⁰⁾ (昭和七、十、九)

神代卷、日吉本記、中臣祓、日本書紀、名法要集、古事記、舊事紀、麗氣記、中臣祓瑞穗鈔、中臣祓抄、中臣祓集說、神社考、古語拾遺、神明略記、大成經

(註)

(1) 「戸隠山神領記」は長野縣史編纂委員栗原英治氏によつて丸山家所藏本を寫して戸隠神社に送つて頂いたものによつた。同氏の御厚意を感謝する。

(2)(3) 戸隠村久山文書

(4) この詳細は昭和六年三月發行「史蹟名勝天然紀念物調査報告第十二輯」(長野縣) 藤澤直枝氏戸隠史蹟(其二)に見える。

(5)(6)(7) 戸隠村久山家所藏本による。尙ほ(5)(6)は昭和五年八月當盤大定博士登山の折本書を見られ、其後寫本送付方の要求によつて略寫したことがある。坂井典敏氏の勢による。

(8) 久山文書

(9) 乘因自筆と思惟せらる。奥書に次の如くあり。

右帳面を以相改候所紛失之品數多御座候に付追而窺上意帳面相改差上可申候 以上

元文四年未正月 日

奥院惣代 妙智院(印)

中院惣代 智光院(印)

寶光院惣代 玉泉院(印)

代官 大出喜八郎(印)

(10) 乗因の神道調査については戸隠神社宮司久山淑人氏、戸隠小學校德武輝治氏、寶光社渡邊一憲氏方の御援助を仰いだ、最後に記して深く感謝の意を表する。

戸隠山修驗一實靈宗神道に就て (小林)

勅題「朝海」

千家尊建

しき波のよする浦曲に昇る日を

今の御國の姿と思はむ

朝日かけとよさかのほる海原の

佐藤威恵

なみ静にも年立ちにけり

松本幸

風なくて静けき朝の海原に

眞珠採らむと海士の群れゆく